

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金のご案内 ～受給には手続きが必要です～

電力・ガス・食料品等の価格が高騰している状況から、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等の皆さまの生活を支援するために、緊急支援給付金を支給します。

1. 支給額 対象世帯 **1世帯あたり5万円**

2. 対象世帯及び手続き

㊦住民税非課税世帯

対象 令和4年9月30日に**出雲市**に住民登録があり、世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税の世帯。

手続 対象世帯には、令和4年11月中に、支給要件等の確認事項を記載した「確認書」を送付します。
必要事項をご記入のうえ、返送してください。

<受付期間:令和4年12月28日(水)までにご返送ください。>

㊧家計急変世帯

対象 令和4年1月以降、収入が減少したことで予期せず家計が急変し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯。

手続 対象世帯は、申請が必要です。詳しくは市のホームページをご確認いただくか、下記窓口までお問合せください。

<申請期限:令和5年2月15日(水)まで> 「出雲市 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」で検索

※㊦㊧ともに、住民税が課税されている別世帯の親族等の、被扶養者のみで構成された世帯は除きます。

***申請先:市役所本庁1階 福祉推進課「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」窓口**



ホームページはこちら▶

3. 支給時期

市が確認書(または申請書)を受理した日から、おおむね3～4週間後に支給します。

おたずね／福祉推進課 (電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金窓口) ☎21-6761

障がいのある人の生活を支える障がい福祉サービス

障がいのある人が、その人らしく生活するためのさまざまな障がい福祉サービスがあります。

障がい福祉サービスの利用にあたっては、手続きが必要です。市役所の窓口や市が委託する相談支援事業所へご相談ください。(市委託の相談支援事業所は、15ページに掲載しています。)

※障がい福祉サービスの一部を紹介します

通う



生活介護・地域活動支援センター

施設で、入浴や食事、排せつなどの介助をします。また、障がいのある人が、昼間に通って作業したり、作品を作ったりします。

暮らす



居宅介護

自宅で、入浴や食事、排せつなどの介助をします。

練習する



就労移行支援・就労継続支援

働く意思がある障がいのある人が施設に通って、生産活動や能力向上の訓練をします。

出かける



移動支援

障がいのある人が出かけるときに付き添います。

相談



相談支援

生活していて困ったことなどの相談に応じます。福祉サービスの利用の手伝いもします。

児童の支援



児童発達支援・放課後等デイサービス

障がいのある児童が施設に通って、生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などをします。

おたずね／福祉推進課 ☎21-6961 FAX 21-6598

12月3日～9日は障がい者週間です

障がい者週間とは

障がい者週間は、「国民の間に広く障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が、社会、経済、文化、そのほかあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めること」を目的として制定されました。「障がい者週間」をきっかけとして、障がいについての理解を深めましょう。

主な障がいの特性と配慮の例

視覚障がい

全く見えない、見えづらいなど人によって見え方がさまざまです。



点字ブロックの上や周辺に物を置かない。体に突然触れず、まず声をかける。

聴覚障がい

全く聞こえない、聞こえづらいなど人によって聞こえ方がさまざまです。



筆談、手話、口話など会話の方法を確認する。短文で簡潔な情報を伝える。

肢体不自由

上肢、下肢、体幹に障がいがあり、歩行、物を持つなど日常の動作が不自由です。



車いす使用者の移動の補助、障がい者用駐車スペースに車を停めない。

内部障がい

心臓、呼吸器、腎臓、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、HIVによる免疫機能障がいです。



禁止されている場所で携帯電話の使用、喫煙を行わない。

知的障がい

発達期に知的な能力に遅れがみられ、日常生活や社会生活のしづらさを抱えている。



ゆっくり、丁寧に話し、絵や写真などを使い、分かりやすく説明する。

精神障がい

統合失調症などの精神疾患により、日常生活や社会生活のしづらさを抱えている。



本人の気持ちを大切に。無理な励ましはしない。

出前講座を行っています

SUPPORTER

手話の出前講座や、障がいを理解するための「あいサポーター研修」をご要望に応じて行っています。

詳しくは、下記までおたずねください。

「ヘルプマーク」を見かけたら

「ヘルプマーク」は、外見から分からなくても援助や配慮を必要としていることを周囲の人に知らせるマークです。身につけている人を見かけたら、公共交通機関で席を譲る、お困りのようであれば声をかけるなどの思いやりのある行動をお願いします。



障がいのある人の相談窓口

日常生活や、日中の過ごし方についての困りごとは、福祉推進課、各行政センター市民サービス課または右記の相談支援事業所へご相談ください。



障がい者相談支援事業所(出雲市委託)

事業所	住所	電話番号	FAX番号
ハートピア出雲	武志町693-6	23-2720	23-2721
ふあっと	武志町693-1	25-0130	25-3401
出雲サンホーム	神西沖町1315	43-7575	43-7577
かのん	神西沖町2476-1(ふたば内)	25-8811	43-1751
さざなみ学園	神西沖町2534-2	31-9996	43-2256
プレーグ	灘分町613(総合医療センター内 ひらた健康福祉センター1階)	62-2977	31-5977
光風園	湖陵町大池240-1	43-0025	43-2119
太陽の里	斐川町名島90	72-9125	72-9122
そうゆう相談センター	斐川町学頭1625-4	72-7085	72-7201

おたずね/福祉推進課 ☎21-6959 FAX21-6598